

Title	会計専門職と銀行と：英国近代会計史
Sub Title	The Accountancy Profession and Its Relationship to Banks : A History of Modern Accounting in the U. K.
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	
Publication year	1993
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.36, No.2 (1993. 6) ,p.23- 50
JaLC DOI	
Abstract	本稿は,英国,とりわけScotlandの銀行における会計士監査導入の過程を観察し,The Companies Act 1879,とりわけその監査規定の意義を吟味する。この法律はScotlandにおける銀行破産事件の所産であったし,またこの国は会計士監査の担い手の祖国であった。この国の銀行会計史を辿り,そのなかに会計専門職の先駆者たちの名を探す本稿は,Scotlandをもって,近代会計制度成立の胚胎の地,とすることを前提し,また予定している。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930625-04084277

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会計専門職と銀行と

——英国近代会計史——*

友 岡 賛

<要 約>

本稿は、英国、とりわけ Scotland の銀行における会計士監査導入の過程を観察し、The Companies Act 1879、とりわけその監査規定の意義を吟味する。この法律は Scotland における銀行破産事件の所産であったし、またこの国は会計士監査の担い手の祖国であった。この国の銀行会計史を辿り、そのなかに会計専門職の先駆者たちの名を探す本稿は、Scotland をもって、近代会計制度成立の胚胎の地、とすることを前提し、また予定している。

<キーワード>

会計士、会計士監査、会社法、外部監査、監査、銀行、シティ・オブ・グラスゴウ・バンク、社会的威信、スコットランドの会計士、スコットランドの銀行、独立監査、粉飾、有限責任

緒 言

この国の会計学は会計士会計学として生まれた、とする理解を受け容れるならば、F.W.Pixley をもって英国会計学の祖ということもできよう。会計士会計学は1881年かれが梓にのぼせた監査書¹⁾をもって嚆矢とするからである。この Pixley が高い評価をあたえているひとつの短い法律²⁾がある。The Companies Act 1879³⁾。Pixley が会計専門職の立場からみたその意義を指摘するこの法律は、とときに、銀行会社法、とも呼ばれるように、銀行をそのおもな対象としていた。正式名称は An Act to amend the Law with respect to the Liability of Members of Banking and other Joint Stock Companies ; and for other purposes。その眼目は、無限責任会社として登記されているいかなる

* 金子隆教授〔慶應義塾大学商学部〕には、金融関係の専門的事項について、懇切な示教を受けた。ここに記して謝意を表したい。

1) Pixley [1881].

2) 全10条。

3) 42 & 43 Vict. c. 76.

会社も有限責任会社として登記しうる [s.4] としたことにあった。金融史ないし会社制度史における The Companies Act 1879 の意義は、再登記の認可によって銀行の有限責任会社化を図ったことにある⁴⁾。ただし、会計制度史上の同法はその監査規定をもって知られる。同法成立後、有限責任会社として登記されるすべての銀行会社の計算書類は、少なくとも年1回、監査人による検査を受けることを要す [s.7] とされ、また、監査人は、毎年、株主総会において選任されることを要し、取締役ないし上級職員は監査人として選任されえない [s.7] こととされた。監査強制規定の再導入⁵⁾であった。この1879年の法律は会計専門職の祖国 Scotland の銀行界に出来^{しゅったい}したひとつの事件が [いわば]⁶⁾ つくった、銀行会社法、であった。1878年の The City of Glasgow Bank の破産。なによりも、19世紀 Scotland にあって最大、というこの破産の規模が立法者をうごかした。問題がふたつあった。この銀行が無限責任銀行であったこと、そして計算書類の粉飾がおこなわれていたこと。The Companies Act 1879 の規定はこれらふたつの問題にたいする直接の解決策以外のなにものでもない。再登記認可規定、そして監査強制規定。独立監査の要求がその担い手たりうる会計専門職に意味のなかりうはずはなく、Pixley の監査書は「勅許会計士にとって重要性をもつ最初の法律」⁷⁾ は The Companies Act 1879 であるとする。むろん同法の監査規定の対象は [同法成立後に登記の] 有限責任銀行会社のみであったし、また、周知のとおり、すべての会社について監査強制規定の再導入⁸⁾をみるには The Companies Act 1900 をまたなければならないが、会計、監査にかんするいわゆる任意規定⁹⁾期の終結に先鞭をつけたものとしてこの1879年法は銘記されてしかるべきである。したがってまた、そうした意味において、すなわち監査強制規定再導入の先駆をなしたという意味において、会計専門職にとっての意義を看取することができる。それは慥かである。がしかし、The Companies Act 1879 の規定した銀行監査なるもの^{それ自体}、あるいは銀行という業務対象^{それ自体}が会計専門職にとってどれほどの意義をもったか、ということはまだ別の問題である。

I

19世紀Scotlandの会計士たちにかんして特筆すべきこととしてかれらと保険業との密接な関係を

4) 以下を参照。

友岡 [1992-b].

友岡 [1992-c].

5) 友岡 [1989-b] をみよ。

6) 友岡 [1992-b] p. 32.

7) Pixley [1910] p. 9.

8) 63 & 64 Vict. c. 48.

9) 友岡 [1989-b] をみよ。

¹⁰⁾ [別稿にて] みたわれわれはまた、かれら会計専門職の先駆者たちのなかに銀行業との関係をみいだすこともできる。The Companies Act 1879の登場以前にかぎったとしても、そのかみのScotland銀行界に幾人かの会計士の名を容易にみつけることができる。

そもそも最初の勅許会計士協会 The Society of Accountants in Edinburghの初代会長 J. Brown¹¹⁾は、The Bank of Scotlandの取締役会における有力者であった。Brownはまた、The Leith Banking Companyの破産〔1842年〕にさいして受託人をつとめたことでも知られる。同協会の第6代会長となる G. A. Jamieson¹²⁾も The Royal Bank of Scotlandの取締役の地位にあり、また、同行の取締役会には長年にわたり D. Lindsay¹³⁾の名があった。会計士界出身の銀行家といえ、〔1857年破産の〕The Western Bank of Scotlandの清算人¹⁴⁾を経て The Union Bank of Scotlandの総支配人をつとめた C. Gairdnerを忘れることはできない〔付〔後出〕をみよ〕。おなじく The Western Bank of Scotlandの清算人 R. Lumsden¹⁵⁾は The Bank of Scotlandにて年季奉公、のち同行の支店検査人をつとめていた。The Society of Accountants in Aberdeenの第4代会長となった J. A. Sinclair¹⁷⁾は、

10) 以下を参照。

友岡 [1990-d].

友岡 [1991-a].

11) *The Accountants' Magazine*, Vol. 4, No. 32, Feb. 1900, pp. 85-90.

Brown (ed.) [1905] p. 363.

Malcolm [1945] p. 294.

Stewart [1977-a] p. 54.

友岡 [1991-a] pp. 13-15.

12) Brown (ed.) [1905] p. 370.

Munro [1928] p. 402.

Stewart [1977-a] p. 94.

友岡 [1991-a] p. 8.

なお、Jamiesonは、支払い停止直前の The City of Glasgow Bankにおもむいて、その帳簿を調査し〔友岡 [1989-c] pp. 25-26〕、同行の取締役たちの裁判では証言台に立ち〔Evidence for the Prosecution, Witness, G. A. Jamieson, 21 Jan. 1879, in Couper [1879] pp. 110-112〕、さらにまた、同行の清算人をつとめた〔友岡 [1989-c] p. 29〕。

13) *The Accountants' Magazine*, Vol. 1, No. 8, Aug. 1897, pp. 495-499.

Brown (ed.) [1905] p. 371.

Munro [1928] p. 402.

Stewart [1977-a] p. 97.

友岡 [1991-a] pp. 7-8.

14) 友岡 [1992-b]をみよ。

15) *The Bailie*, Vol. 13, No. 330, 12 Feb. 1879, pp. 1-2.

The Glasgow Herald, 117th Year-No. 43, 20 Feb. 1899, p. 12.

Brown (ed.) [1905] p. 386.

Rait [1930] pp. 293-295, 329.

Stewart [1977-a] pp. 81-82.

Tamaki [1983] pp. 76-79, 164-172.

玉置 [1985] pp. 200-201.

玉置 [1990] pp. 91-102.

16) Brown (ed.) [1905] p. 388.

Stewart [1977-a] p. 98.

17) Brown (ed.) [1905] p. 400.

Stewart [1977-a] pp. 150-151.

The Bank of Scotland の代理人をつとめ、会計士としてよりもむしろ銀行家として知られており、J. Gourlay¹⁸⁾も同行の Laurieston 支店の代理人であった。The City of Glasgow Bank の取締役会には D. Cuthbertson¹⁹⁾の名があった。The Union Bank of Scotland の取締役を経て The Bank of Scotland の総支配人となった J. Mackenzie²⁰⁾もいる。

会計専門家としてのかれらが銀行の監査についていかなる見解をもっていたか、独立監査の必要を認識していたかいなか、は定かでない。いずれにしても、銀行には極度の秘密主義があった²¹⁾。この世紀半ば過ぎ、会計士協会の誕生、そしてその勅許はひとつの専門職域としての会計士の社会的認知をもたらし²²⁾、会計、ひいては経営にたいする信頼を確保する手段として会計士監査を採用する会社の増加をみつつあった。これを会計専門職の側からみれば、従前の主要業務、すなわち破産関係業務にかわりうる新たな業務の登場であった。かれらにとっては監査という業務の質が魅力的であった。会計専門職をその揺籃期から支えてきた破産関係業務は、ここにきて社会的 prestige を求めはじめたかれらにとって、いわば足枷となりつつあった。問題は、破産によってもたらされる業務、というその質にあった²³⁾。社会的 prestige 追求の第 1 段階として勅許会計士という肩書きを手に入れたかれらは、次の段階として、このような破産関係業務の担い手という image を払拭すべく、監査という業務に〔主要業務となりうる〕量を求めなかったのであろうか。銀行経営に干与していた会計士たちは会計士監査の導入を主張しなかったのであろうか。

II

Scotland の諸銀行では、設立直後すでに、accountant [ないし accomptant [以下省略]]、という職が設けられていた。最古の The Bank of Scotland においては、1696年、総支配人²⁴⁾ほかとともに accomptant が選任されている²⁵⁾。当時の年俸は総支配人が £100、accomptant は £60 であっ

18) Brown (ed.) [1905] p. 386.
Stewart [1977-a] pp. 83-84.

19) Brown (ed.) [1905] p. 384.
Stewart [1977-a] p. 74.

20) Brown (ed.) [1905] p. 372.
Rait [1930] p. 380.
Malcolm [1945] p. 251.

21) Checkland [1975] p. 478.
友岡 [1992-b] pp. 31-32.

22) 友岡 [1992-a] をみよ。

23) 友岡 [1992-a] pp. 17-19.

24) 同行の総支配人職は treasurer [出納長] と呼ばれた [Checkland [1975] pp. 199-200]。これは、1765年に同行の設立を決議した [友岡 [1992-b] p. 30] Scotland 議会がこの名称を用いたことによる [Malcolm [1945] p. 200]。

25) Malcolm [1945] pp. 28, 200.

26) ついで、1727年、開業時の The Royal Bank of Scotland には、officers and servants, として 8 名の名がある。かれらの年俸は計 £476. 13s. 4d.。総支配人 A. Whitefoord に £100, 秘書 D. Campbell に £90, その書記に £30, accountant, T. Thompson に £90, その書記に £30, 出納係兼収入係 A. Innes に £60, 出納係兼現金保管係 G. Andrews に £60, 伝言係兼運搬係 W. Brown に £16. 13s. 4d.。28) ちなみに、最初の総支配人 Whitefoord の銀行家としての能力はやや疑わしく、1734年以降かれの補佐職にあった J. Campbell が業務の多くをこなしていた。Whitefoord の引退後その職を継ぎ、爾後30年以上の長きにわたって総支配人をつとめ、The Royal Bank of Scotland の歴史に大きな足跡をのこしたこの Campbell は、かつて会計事務所に勤務していたという。29) 時代を下って、1836年設立の The North of Scotland Banking Company にあっては、H. Paterson が £500 で支配人に任命され、以下、accountant, F. Smith, £160, 出納係 J. Christall, £160, 出納係補佐 C. S. Gordon, £100, 簿記係 J. Sim, £100, とされた。30) この1830年代には数多くの銀行が設立されたことから銀行業務経験者の需要は急増、かれらの年俸水準も上昇していた。31) 1838年設立の The Clydesdale Banking Company の最初の staff をみると、支配人 H. Brock に £700, 秘書 J. Miller に £250, accountant, R. M. Steele に £200, 筆頭出納係 W. Aikman に £150, 出納係 A. Watson に £125, 主任書記の A. Mathers に £120 などとなっている。32) 最初の支配人 Brock には銀行業務の経験こそなかったが、Glasgow にて、一流の会計士、として開業していたことほかの経歴が評価され、高給をもって迎えられている。33) それはさておき、このように、いずれの銀行にも accountant という職名をみることができ、そしてまた、銀行内での相対的な年俸水準からみて、それなりに重要な職として位置付けられていたということができよう。銀行の最上級職員は総支配人であったが、取締役会は総支配人に実質の権限をあたえることを嫌った。ここには銀行経営者の秘密主義〔後述〕と相通ずるものがあつた。とはいえ、意志鞏固な総支配人は多くの業務を率先躬行し、垂範、取締役たちを沈黙させた。34) 銀行の総支配人たちは19世紀前半、The Victorian Age 初期の Scotland 社会にあって高い prestige を獲得するにいたる。ここで興味深いことには、かれらは、聖職者、医師、法律専門家らと同様に専門職域の成員とみなされ、その社会的地位を享受していた。かれらの多くは地主階級、すなわち中産階級の出身であつたが、旧来の地主という身分

26) Rait [1930] p. 4.

27) 同行の総支配人職は cashier [出納長] と呼ばれた [Checkland [1975] pp. 199-200]。

28) Munro [1928] pp. 43-44.

29) Munro [1928] pp. 44-45, 414.

30) Keith [1936] p. 26.

31) Munn [1988-a] p. 46.

32) Reid [1938] pp. 58-59.

Munn [1988-a] p. 46.

33) Reid [1938] pp. 46-47.

34) Munn [1988-a] p. 46.

35) 24), 27)をみよ。

36) Checkland [1975] pp. 199-200.

に飽き足らず、進取の気象をもってこうした地位を得た者たちであった。³⁷⁾「専門職域の生成過程をみるさいのかなめは、中産階級のひとびとがいかにして社会的な prestige を追求したか、という点にある」。³⁸⁾銀行の総支配人の職は、すでに前世紀から確乎たる地位を得ていた three 'liberal professions' のような、いわゆる leared profession [すなわち、本来は神学、医学、法学を意味する学問的専門職] とは一線を劃されるかもしれないが、それらと同様に、専門職のもつ社会的地位、を享受するにいたっていた。S. G. Checkland いわく。「慥かにかれら [総支配人たち] は実業家ではあったが、取引の対象がものではなくかね、しかも巨額のそれであったため、実業に従事しているという烙印はけっして押されることがなかった」。⁴⁰⁾かれらの格は銀行の格が決め、筆頭は The Bank of Scotland の総支配人であった。⁴¹⁾ただし、総支配人の管轄は銀行業務全般におよぶものではなかった。秘書、あるいは accountant の業務に口をさしはさむことはできなかった。秘書、そして accountant は独立の存在として位置付けられていた。⁴²⁾銀行は年季奉公という職員育成方法を採用、⁴³⁾また、職階が整理され、最終的には全銀行同一の組織形態をとるようになった。主要な職位は、総支配人、秘書、accountant、出納長、および支店検査人 [後述]。accountant の職責は、簿記、本支店合併の貸借対照表、損益計算書の作成などについてであった。そして、「1879年以降には外部監査人を納得させる責任をも負うこととなった」。⁴⁴⁾

もっとも、当初から accountant という名称の意味するもの、すなわちその業務が一様であったわけではけっしてなく、簿記係との峻別がある場合も、ない場合もあったし、また要求される専門能力もまちまち、適格性の疑わしい者もいた。The Commercial Bank of Scotland の出納係をつとめたのち⁴⁵⁾ The Union Bank of Scotland の出納長となった W. Mitchell は、臨時支配人として、要約元帳によって即座に全取引を把握しうる帳簿組織を⁴⁶⁾発明したという。1746年設立時の The British Linen Company はまだ銀行ではなかったが、⁴⁷⁾簿記係、accomptant、取引係2名、運搬係を雇用することとした。かれら4名の年俸総額は£150以下、心付けを受け取ることを、酒場ないし質屋を営むことが禁じられていた。⁴⁸⁾同社最初の accomptant、J. Gordon について C. A. Malcolm の行史は、⁴⁹⁾いわゆる accountant、として言及している。Gordon は accountant の業務についてまったく無知で

37) Checkland [1975] p. 394.

38) 友岡 [1992-a] p. 8.

39) 友岡 [1992-a] p. 16.

40) Checkland [1975] p. 394.

41) Checkland [1975] p. 394.

42) Checkland [1975] p. 200.

43) Checkland [1975] p. 393.

44) Checkland [1975] p. 489.

45) Tamaki [1983] p. 8.

46) Rait [1930] p. 241.

47) 友岡 [1992-b] p. 30.

48) Kerr [1926] p. 60.

49) Malcolm [1950] p. 86.

あった。そこで取締役会は、The Royal Bank of Scotlandの accountant, J. Ewartに、簿記および計算書類にかんする Gordonの指導を依頼した。Ewartはまた、帳簿および計算書類について計画を立て、最初の貸借対照表が作成されるまで監督することを要請された⁵⁰⁾。ちなみに、この行史は、初期のThe British Linen Companyの監査を酷評している。「監査 systemは理想からはほど遠く、社員〔出資者〕である2名の商人が在庫品を棚卸表と照合し評価額の正しさを検査」、そして「現金の検査はなんと取締役会に任せられていた！」と⁵¹⁾。Scotlandの銀行は英国、そして世界でもっとも早く支店網をつくりあげたが、その先駆をなしたのがこのThe British Linen Companyであった⁵²⁾。小規模な linen 製造業者らの資金繰りをひとつの重要な業務とした同社の手形は一般的流通性をもって銀行券となり、また同社がScotland中に張り巡らした代理人網が銀行The British Linen Companyの支店網となった⁵³⁾。1774年にはThe Bank of Scotlandが支店網づくりに着手⁵⁴⁾、他行もあとにつづいた。特徴は、そのかみの支店網が、給与制の専任の支店支配人によってではなく、それぞれの地方のひとびとのなかから選ばれた歩合制の代理人によって運営されていたこと⁵⁵⁾であった。ここにおける代理人はひとりの銀行家として取引をおこなう、いわば準独立の存在⁵⁶⁾であった。J. Moreは、The Royal Bank of Scotlandの代理人のほかに、仲裁人、土地差配人、そして各種の事業の accountantをつとめ、取締役会に譴責されたという⁵⁷⁾。銀行は代理人の業務について支店検査 systemを設けた。たとえばThe Bank of Scotlandは1801年に支店検査人という職を置いた。また、銀行は帳簿記入を代理人に任せなかった。代理人は銀行の任命した accountantを雇用することとされ、帳簿記入はこの accountantがおこなった。支店の accountantは、本店の accountantと同様の帳簿記入をおこなった。The Clydesdale Banking Companyの主任書記 Mathers〔前出〕の職掌は、accountantの主任書記、としてのそれであり、支店開設業務を任せられたかれは、そのたびに新支店の accountantに簿記の方法を教授していた⁵⁸⁾。accountantは、代理人と同様、ある意味において独立の存在であった。The Paisley Banking Companyの1791年の史料には「帳簿記入が適切であるということは、accountantが代理人から完全に独立しているというこ

50) Malcolm [1950] p. 89.

51) Malcolm [1950] p. 29.

52) Checkland [1975] p. 196.

なお、Scotlandの銀行支店網の先進性については Clapham [1944] Vol. 2, pp. 91-92, 103-104〔訳書, 第2巻, pp. 99-100, 112-113〕も興味深い。

53) Reid [1938] p. 15.

54) Reid [1938] pp. 15-16.

Checkland [1975] p. 196.

55) こうした代理人 systemについては Checkland [1975] pp. 196-199を参照。

56) Checkland [1975] p. 198.

57) Checkland [1975] pp. 198-199.

58) Reid [1938] p. 69.

とである」⁵⁹⁾との記述がある。代理人にとって支店検査人が独立のいわば外部監査人であったこと、そしてまた、独立の accountant が支店の帳簿記入を担当していたことは興味深い。ただし、「accountant たちには代理人からの厳格な独立性の保持が期待されていたが、かれらがつねに期待に応えるとはかぎらなかつた⁶⁰⁾」。叙上のように、Lumsden は The Bank of Scotland の支店検査人の職にあり、また、Sinclair, Gourlay は同行の代理人をつとめていた。勅許会計士たる Sinclair, あるいは Gourlay も、みずから帳簿記入をおこなわなかつたのであろうか。

III

諸銀行〔の経営者たち〕は秘密主義をとっていた。かれらの事業はかれらのものであり、公衆ないし国家とは無関係とされていた。むろん法的には銀行は株主に支配⁶¹⁾されていたが、取締役会は経営の顛末をできるかぎり株主に知らせない方針をとっていた。経営者たちは、発券額、あるいは要求払預金額が世間周知となることをおそれた。これは、巨額の銀行券および要求払預金〔という巨額の負債〕を〔ある意味において〕弱みとする Scotland の諸銀行の伝統的先入主によるものであった。また、業績不振時の利益額がおおやけになって株価が低下、ひいて預金額が減少することをおそれた。さらにまた、情報開示は銀行株式の投機的な売買に利用されるという危惧があった。諸銀行は、なべて配当金額をおさえ、利益を留保、蓄積する方針をとっていたが、これもまた、株主たちが情報をもたなかつたゆえにこそ、多額の準備金の存在を知りえなかつたがゆえにこそ可能であった⁶²⁾。取締役会が情報を専有し、株主たちの知りえたのは配当率くらいであった。19世紀前半には数多の銀行が相次いで設立されたが、これら新設銀行の取締役会もすぐに「開示にたいする恐怖心に感染し」⁶³⁾、株主への年次報告書を作成した銀行はなかつた⁶⁴⁾。もっとも、いくつかの銀行には若干の情報開示の事実もある。「新参の銀行は、監獄のように油断なく秘密を守っていた古参行ほどは無口ではなかつた」⁶⁵⁾。1850年代に入り、The Clydesdale Banking Company をはじめとする数行が貸借対照表公表の範を示したが、そこには The Clydesdale Banking Company の総支配人 G. Readman⁶⁶⁾ の英断⁶⁷⁾があった。1852年11月にかれが総支配人に任命された当時、貸借対照表を公表し⁶⁸⁾

59) Checkland [1975] p. 199.

60) Checkland [1975] p. 381.

61) 株主には株主権〔社員権〕としての会社支配権がある。

62) Checkland [1975] pp. 200, 478.

63) Checkland [1975] p. 390.

64) Checkland [1975] p. 390.

65) 通常、古参行という場合には、Edinburgh にあって Scotland 銀行界に權威をふるっていた The Bank of Scotland, The Royal Bank of Scotland, The British Linen Company の3行を指す〔友岡 [1992-b] pp. 27, 34 を参照〕。

66) Kerr [1898] p. 2.

67) Checkland [1975] p. 479.

68) Reid [1938] pp. 133-134, 288.

Table The Clydesdale Banking Company の1856年度公表貸借対照表
および同剰余金処分計算書

負 債			
	£	s.	d.
資本金	807,380	0	0
留保剰余金	120,000	0	0
銀行券	153,442	0	0
預金	1,577,794	11	9
当年度剰余金	70,030	6	0
	<u>2,728,646</u>	<u>17</u>	<u>9</u>
資 産			
	£	s.	d.
投資, 割引手形, 当座貸越, その 他の証券, 他行預け金, 金貨お よび銀貨, ならびに他行券	2,694,453	3	2
Glasgow, Edinburgh, Greenock, Ayr, Cupar, Borrowstounness, および Anstruther の建物	33,482	13	4
自行券	711	1	3
	<u>2,728,646</u>	<u>17</u>	<u>9</u>
剰余金処分			
	£	s.	d.
資本金 £807,380 にたいして 7% の配当	56,516	12	0
自行券消却	711	1	3
建物を £30,800 に減価	2,682	13	4
留保剰余金 (計 £130,000)	10,000	0	0
次年度繰越	119	19	5
	<u>70,030</u>	<u>6</u>	<u>0</u>

ている銀行は Edinburgh にも Glasgow にもなかった。The Clydesdale Banking Company の株主たちは、年次株主総会において、資本金、準備金、および利益の状態を知らされてはいたが、報告書はなかった。1853年、総支配人 就任直後の Readman はこうした慣行の改変、貸借対照表を附録した株主宛報告書の作成を主張した。取締役会は、貸借対照表公表の意義を原則として認めつつも、このような、革新、にたいする他の諸銀行の否定的反応を憂慮していた。がしかし、Readman は主張を貫き通した。⁶⁹⁾ その所産が *Report by the Directors of the Clydesdale Banking Company to the*

69) Reid [1938] pp. 139-140.

*Nineteenth Annual General Meeting of the Shareholders, Held within the Bank, On Wednesday, the 8th day of July, 1857*⁷⁰⁾であった。この1856年度〔1857年6月10日終了年度〕の報告書において Readman は貸借対照表公表について説明している。「取締役会は、当行の業務にかんして、これまでより多くの情報を株主に提供することの適否を検討してきた。取締役会は、株主の取締役にたいする信頼の返報として、これ〔より多くの情報提供〕を当然とする見解に達した。この見解にしたがって取締役会は、ともに満足なものと信ずる当行の貸借対照表の要約および剰余金処分案の要約を本報告書に附録するよう指図した」と〔Tableをみよ〕。恐慌の年として知られるこの1857年⁷¹⁾、Scotland 銀行界においても某行の危機が囁かれはじめていたとき、「そのとき The Clydesdale Banking Company のとった処置〔貸借対照表公表〕によって、同行の株主たちは、ほどなく、みずからの幸運を知ることとなった」と J. M. Reid の行史はいう⁷²⁾。要約貸借対照表、要約損益計算書による年次報告が Scotland 銀行界において一般化したのは1865年のことであった。The Western Bank of Scotland の破産が Scotland 〔とりわけ Glasgow〕にもたらした恐慌の嵐はようやく過ぎはしたが、その衝撃がいまだひとびとの脳裡を離れていなかったころである。Glasgow の銀行は、Edinburgh の銀行に先んじて年次報告書を新聞に掲載、Edinburgh においては、まず The British Linen Company が Glasgow の銀行につづいた⁷⁴⁾。

IV

任意規定期を迎えるまえの会計、監査法制度のうち銀行にかんするものとしては An Act to regulate Joint Stock Banks in England 1844⁷⁶⁾がある。のちに An Act to regulate Joint Stock Banks in Scotland and Ireland 1846⁷⁷⁾によって Scotland 〔および Ireland〕にも適用される〔s.1〕こととなるこの1844年の法律は、同年5月6日以降に設立される〔s.1〕銀行会社の設立証書の要規定項目を列挙しており、そこには、少なくとも月1回、資産および負債について公表すること、株主総会にて選任され、当該時点において取締役にあらざる2名以上の監査人による計算書類の年次監査をおこなうこと、監査報告書、貸借対照表、損益計算書を株主に毎年、送附すること、など〔s.4〕をみることができる。ただし、計算書類の形式にかんする規定はない。同法とおなじ日〔9月5

70) Reid [1938] に収録。

71) 友岡 [1992-b] pp. 21-22.

72) Reid [1938] p. 139.

73) 友岡 [1992-b] pp. 22-23.

74) Kerr [1898] pp. 1-2.

75) 友岡 [1989-b] pp. 11-15.

友岡 [1991-b] pp. 124-125.

76) 7 & 8 Vict. c. 113.

77) 9 & 10 Vict. c. 75.

日]に裁可された An Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies 1844⁷⁸⁾ [銀行会社は対象外 [s.2]]には、監査人の資格について、取締役にあらずる、といった要件はないが、⁷⁹⁾いわゆる公益事業会社を対象として翌年に制定された The Companies Clauses Consolidation Act 1845⁸⁰⁾は、監査人が、会社の役職に就くこと、株主として以外に会社と利害関係をもつことを禁じている [s.102]⁸¹⁾。後者、そして An Act to regulate Joint Stock Banks in England 1844には監査人の資格要件としての独立性の明示がある。もっとも、いずれにせよ当時の監査は株主による素人監査であった。ちなみに、この An Act to regulate Joint Stock Banks in England 1844は、1836年以降三度にわたり下院に設置された The Secret Committee on Joint Stock Banksにおいてその基礎づくりがなされたものであった。従前の An Act for the better regulating Copartnerships of certain Bankers in England ; and for amending so much of an Act of the Thirty-ninth and Fortieth Years of the Reign of His late Majesty King George the Third, intituled 'An Act for establishing an Agreement with the Governor and Company of the Bank of England, for advancing the Sum of Three Millions towards the Supply for the Service of the Year One thousand eight hundred'⁸²⁾の運用および改正の検討を目的としたこの委員会の資料⁸³⁾のなかに、われわれは、銀行の計算書類、監査にかんする当時のくさぐさの議論をみることができる。

会計、監査法制度の任意規定期は The Joint Stock Companies Act 1856⁸⁴⁾をもってはじまる⁸⁵⁾。銀行会社は、当初は1856年法の適用対象から除外されていた [s.2]が、The Joint Stock Banking Companies Act 1857⁸⁶⁾ [s.3]が制定をみ、一足後れ、ではあったものの、結局 The Joint Stock Companies Act 1856⁸⁷⁾の適用を受けて任意規定期に入る。そして、1856年法における会計、監査規

78) 7 & 8 Vict. c. 110.

79) 以下を参照。

友岡 [1989-b] pp. 4-5.

友岡 [1989-e] pp. 277-278.

80) 8 & 9 Vict. c. 16.

81) 以下を参照。

友岡 [1989-b] pp. 5-6.

友岡 [1989-e] p. 278.

82) 7 Geo. 4, c. 46.

83) 以下を参照。

Report from the Secret Committee on Joint Stock Banks ; together with the Minutes of Evidence, and Appendix, 20 Aug. 1836 [BPP, 1836, ix, 411] .

Report from the Secret Committee on Joint Stock Banks ; together with the Minutes of Evidence, Appendix and Index, 15 Jul. 1837 [BPP, 1837, xiv, 1] .

Report from the Secret Committee on Joint Stock Banks ; together with the Minutes of Evidence, Appendix and Index, 25 Jul. 1838 [BPP, 1837-8, vii, 1] .

84) 19 & 20 Vict. c. 47.

85) 友岡 [1989-b] pp. 11-12.

86) 20 & 21 Vict. c. 49.

87) 友岡 [1992-b] p.28 をみよ。

定の任意規定化は、⁸⁸⁾かの The Companies Act 1862 によって引き継がれることとなる。⁸⁹⁾ただし、そのまえに An Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the Principle of Limited Liability ⁹⁰⁾1858 があった。同法は銀行会社に有限責任形態の採用を認可し [s.1]、そのうえでこの形態の銀行会社に一定形式〔同法附則に示す形式ないしその近似形式〕による計算書の作成、⁹¹⁾本支店ほかにおける掲示を求め [s.4]、そして The Companies Act 1862 もまた同様に、一定形式〔同法第 1 附則に Form D として示す形式ないしその近似形式〕の計算書公開を有限責任銀行会社に要求 [s.44] していたのであった。

† ちなみに、この任意規定期の存在にかんしてはくさぐさの論議があるが、これについては、An Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies 1844 の成立後約 11 年間の強制規定期のあったればこそその論議、といった面のあることを指摘することもできようし、また、1856 年法以降の任意規定化の問題はこの短い強制規定期の意味を通じて理解される問題であることは否定しえない。さらにまた、しかしながら、その一方において、1856 年法以降の任意規定化の事実と 1879 年法ないし 1900 年法までは任意規定の時代であったという事実とは、さしあたり区別して観察することができる、という理解も成り立ちうる。とはいえ、そのかみの *laissez-faire*、あるいは、会計、監査の問題は資本主、経営者間の私的問題、とする当時の一般的な理解をもって任意規定化、任意規定期をとともに説明することもできようし、それは皮相的に過ぎる説明と論駁されるかもしれない。⁹²⁾くわえてまた、任意規定期と通常いわれているこの時期にも、特定業種についてはかならずしもそうではなかったという事実もある。⁹³⁾しかしながら、いずれにしても、問題は、なにゆえに任意規定期が存在したのか、というところにあるのではない、というべきかもしれない。実のところ、われわれもまた、基本的には「会計、監査の問題は資本主、経営者間の私的問題」と理解している。とするならば、任意規定期それ自体の存在にはなんら疑問が生じないのである。そしてまた、とするならば、強制規定に代表されるいわゆる公的規制は、少なくともわれわれのかんがえる会計、監査の枠外において理解すべき事柄ということになる。約 11 年間の強制

88) 25 & 26 Vict. c. 89.

89) 友岡 [1989-b] pp. 13-14.

90) 21 & 22 Vict. c. 91.

91) 友岡 [1992-b] p. 29.

92) 友岡 [1989-b] pp. 14-15.

93) 友岡 [1991-b] 参照。

規定期については、千葉準一が、当時の「公共政策や金融政策」との関係を描き⁹⁴⁾し、この時期の強制規定「の根拠を知る鍵」の在処を示唆している。また、特定業種を対象とする強制規定についてわれわれは、こうした規定が設けられた事実なし⁹⁵⁾その根拠それ自体よりもむしろ、その根拠の考察をつうじて、換言すれば、強制規定の対象とならなかった一般企業にはその根拠がなかった、ということの確認をつうじて、会計、監査の本質を再確認することに関心がある。「会計・監査規定を任意化した1862年法体制とでもいうべきもの」の「英国会社会計制度」史上の位置付けについては、「この時期にこそ本格的な干渉主義期」「の基礎が形成されていったことが指摘された」という千葉の叙述が大いに説得的である。われわれは、これに学んだうえで、これとは別の視座を用いる。

如上の問題にかんするわれわれの再吟味は次稿の仕事である。

しかしながら、いずれにしても、諸銀行はこうした諸法の会計、監査規定とは、いわば無縁のところ⁹⁶⁾にいた。任意規定期に入るまえの An Act to regulate Joint Stock Banks in England 1844 の規定は既存銀行には適用されなかった。また、如上の1858年法、あるいは1862年法の有限責任銀行会社への要求は諸銀行の秘密主義に反し、もともと無限責任形態に固執していたかれらの、⁹⁷⁾‘Limited’ 嫌い、に拍車をかけた。さらにまた、⁹⁸⁾〔唯三〕有限責任形態をとっていた古参行は、議会の個別法ないし勅許によってつくられ、公銀行、と呼ばれる格別の地位を誇り、そもそも一般法の⁹⁹⁾埒外にあった。そして、いうまでもなく、1856年法、あるいは1862年法の任意規定はあくまでも任意規定であった。

The City of Glasgow Bank の支払い停止直後の議会〔自1878年12月5日至1879年8月15日〕には銀行の会計、監査規定の強化を盛り込んだいくつかの法案が相次いで提出された。A Bill to provide for the compulsory Audit of the Accounts of Joint Stock Banks, and for the annual publication by them of Statements of Accounts according to a prescribed form,¹⁰⁰⁾ A Bill for the better auditing of the Books and Accounts of the Chartered and other Joint Stock Banks

94) 千葉 [1991] pp. 96, 101-102, 137-138.

95) 千葉 [1991] pp. 59-136.

96) 以下を参照。

友岡 [1992-b].

友岡 [1992-c].

97) 65)をみよ。

98) 友岡 [1992-b] p. 30.

99) 友岡 [1992-b] p. 34 を参照。

100) BPP, 1878-9, iii, 435.

in Scotland, A Bill to amend the Laws relating to Banking,¹⁰¹⁾ A Bill to amend the Law with respect to the Liability of Members of Banking and other Joint Stock Companies ; and for other purposes,¹⁰²⁾ A Bill [as amended in Committee] to amend the Law with respect to the Liability of Members of Banking and other Joint Stock Companies; and for other purposes.¹⁰³⁾ これらのなかには、一定形式の年次貸借対照表、さらには年次損益計算書の株主総会への提出、¹⁰⁴⁾ という強制規定もあったが案のままにおわった。そして、1879年8月15日に The Companies Act 1879 の誕生をみるのである。

かくて、〔同法成立後に登記の〕有限責任銀行会社〔のみ〕に監査を強制した1879年法の成立にいたってもなお、諸銀行は統一的な形式による計算書類の作成を強制されることはなかった。そもそも、そのまえに、個々の銀行それ自体における計算の統一化の問題があった。支店代理人の計算書類がそれぞれ別個に処理されていたため、銀行全体の状態把握が困難であった。¹⁰⁵⁾ 経営は情報の本店集中管理を必要とした。The Royal Bank of Scotlandが統一化に先鞭をつけ、他行もこれに倣った。¹⁰⁶⁾ 年次貸借対照表の公表については、先述のように、1850年代に The Clydesdale Banking Companyらとその先鞭をつけ、1865年の年次報告一般化へとつながった。とはいえ、公表された計算書類はきわめて簡略化されていた。¹⁰⁷⁾ いずれにせよ、これは、法の強制によるものではなく、あくまでも、輿論〔株主の声?〕に譲歩しての自発的行動、¹⁰⁸⁾ であった。

V

銀行業界は会計の専門性〔程度の高低はあろうが〕を必要とする accountant という名の職を早くから提供した。たとえば、1783年刊、Glasgow 初の住所氏名録 *John Tait's Directory, for the City of Glasgow, Villages of Anderston, Calton, and Gorbals ; also for the Towns of Paisley, Greenock, Port-Glasgow, and Kilmarnock, from the 15th May 1783, to the 15th May 1784* の頁を〔別稿にて〕捲ってみたわれわれは、accountant という職名の者を10名みつけることができたが、そのうち3名は銀行の accountant であった。また、1787年刊の *Jones's Directory ; or, Useful Pocket Companion : Containing an Alphabetical List of the Names and*

101) BPP, 1878-9, iii, 453.

102) BPP, 1878-9, i, 425.

103) BPP, 1878-9, i, 395.

104) BPP, 1878-9, i, 407.

105) Checkland [1975] p. 479.

106) Checkland [1975] p. 479.

107) Checkland [1975] p. 479.

108) 友岡 [1992-b] p. 37 もみよ。

Places of Abode of the Merchants, Manufacturers, Traders, and Shop-keepers, in and about the City of Glasgow においては、accountant ないし depute accountant などとして記載されている者10名をひろうことができたが、その全員が銀行の accountant となっていた。¹⁰⁹⁾ いわば絶対数の多寡はさておき、一般に用いられるこうした住所氏名録における明記は、銀行の accountant という職がそのかみすでにある程度の社会的認知を受けていたことを窺わせる。そして、19世紀第2四半世紀に相次いだ銀行の新設、あるいはまた先進的な Scotland の銀行支店網は、多くの accountant を必要とした。ただし、ごく初期については開業会計士などからの採用ということをかんがえることもできるが、やがて年季奉公 system は、銀行をして、いわば自前の accountant 育成を可能にした。

他方、監査人としての会計士の銀行への干渉をみるには The City of Glasgow Bank の破産、そして同行における計算書類粉飾の発覚を待たなければならない。計算書類の公表については、前述のように、19世紀第3四半世紀すでに一般化をみていたが、会計士監査はまだなかった。2名の株主による年次検査が実施されていた The Bank of Scotland を唯一の例外として、¹¹⁰⁾ Scotland の諸銀行の計算書類は、いかなる外部者の吟味をも受けていなかった。そもそも監査のことは、事実上ほとんど問題とはならなかった。先述のように、かれらは、諸法の監査規定とは無縁のところにいる。さらに、ひとつの信念があった。顧客の財務処理には privacy が必須であって、これと外部監査とは相容れない、との信念であった。¹¹¹⁾ また、銀行史家 A. W. Kerr による以下の記述は興味深い〔ちなみに、¹¹²⁾ 会計専門職の祖国 Scotland はまた、1875年に世界初の銀行家協会 The Institute of Bankers in Scotland も生んでいる。Kerr はその設立主動者として知られる¹¹³⁾〕。「銀行における監査の実践が一般の株式会社におけるほどの適応性をもたないことは慥かであるが、それは、privacy の必要のためのみならず、業務それ自体の性質および範囲のためでもある。効果的な監査には、継続的にして銀行業務全体について網羅的であることが求められようが、もちろん、それはまったく不可能なことである。さらにまた、独立監査への依存度が高ければ高いほど、記録の正確さについて取締役たちに課される責任は軽くなる。株主が外人検査人を任命し、その報酬を支払う場合、取締役たち

109) 友岡 [1991-a] pp. 2-3 参照。

110) Kerr [1898] p. 153.

111) Kerr [1898] p. 153.

112) 以下を参照。

Kerr [1926] pp. 241-246.

Checkland [1975] p. 493.

113) Kerr は、専門教育および資格要件不在の銀行業界人の資質を懸念し、これについて規則づくりの必要を主張した。このかれの主張の結果が The Institute of Bankers in Scotland であった。Kerr はこの協会の初代幹事となり、またのちに The Royal Bank of Scotland の代理人をつとめた〔Checkland [1975] p. 493〕。

なお、銀行業界人の資質向上をひとつの目的〔むしろ、それだけではなからうが〕としたこの協会の設立も、The City of Glasgow Bank の粉飾破産事件発生を防ぐには遅きに失した、というべきであろうか。

が、自分たちもまた正確に詳記することは自分たちにとって余分の仕事になる、と考えるのは当然である¹¹⁴⁾。以上が1898年の書における記述であること、すなわち、すでに会計士監査がScotland銀行界に定着をみていた時期についての記述であることがわれわれには興味深い。さらに Kerr は、「株主は、ある面において、羊のように、驚くほど従順である。もしも先導者が入れば、株主はなにも気にせず^{どぶ}に溝に嵌まるであろう」として、株主の「取締役たちにたいする盲目的信頼」を指摘した¹¹⁵⁾うえで、「監査人は、株主の権利および利益にかんする特別の守護者として行動し、そしてまた会社の誠実さについての合理的信頼感を公衆にあたえるべく、形式上は、取締役たちから独立的に、株主によって任命される。がしかし、實際上、この素晴らしい原則はどの程度、守られているのであろうか？」と監査人の実質的独立性を疑問視している¹¹⁶⁾。

ただし、そこは会計専門職の祖国 Scotland であった。1850年代にすでに設立をみていた勅許会計士協会の存在による会計士監査採用会社の増加、そしてまた、銀行界にわれわれがみた幾人かの会計士、Brownらの存在。これらは独立監査導入にかんしてScotland銀行界の主義ないし信念を打破する方向に作用しなかったのであろうか。他方、1857年恐慌による The Western Bank of Scotland および The Edinburgh and Glasgow Bank の終焉¹¹⁷⁾、The City of Glasgow Bank の支払い停止¹¹⁸⁾、あるいは The Union Bank of Scotland の危機¹¹⁹⁾は、やがて前述の年次報告一般化をもたらしたともみることができ、独立監査の必要性の認知にまではつながらなかった。

VI

1878年10月、The City of Glasgow Bank が破産する。前述のように、いくつかの法案が審議され、そして1879年8月15日に裁可された The Companies Act 1879 は、同法成立後に登記の有限責任銀行会社に監査を強制した [s.7]。ただし、監査人の資格については、要件としての独立性の明示はあった [s.7] が、とくに会計士監査を求めてはいなかった。にもかかわらず、ここにわれわれは、Scotland の諸銀行における会計士監査導入をみることになるのである。

[すでに別稿にて詳述した¹²⁰⁾ように] The Royal Bank of Scotland の取締役会は1879年6月3日の株主総会に玄人監査人による年次監査の導入を提案した。株主総会の正式承認は1882年6月6日の

114) Kerr [1898] p. 154.

115) Kerr [1898] p. 154.

116) Kerr [1898] p. 155.

117) 友岡 [1992-b] pp. 22-23.

118) 友岡 [1992-b] pp. 22-23.

119) 玉置 [1983].

120) 友岡 [1989-c] pp. 48-49

ことであったが、それを待たずに勅許会計士 T. G. Dickson, 同 J. Howden による監査が実施された。¹²¹⁾ ¹²²⁾

The Companies Act 1879 の案がまだ国会にて審議されていたとき、The British Linen Company 総裁 A. Philip [Rosebery 伯爵] および当時、下院に議席をもっていた同行 [同社] ¹²³⁾ 副総裁 G. G. Montgomery [准男爵] は、外部監査の必要を知って、ともに本店宛の書翰を認めた。その書翰においてかれらは、外部監査導入を提案したのみならず、Glasgow および Edinburgh の勅許会計士各 1 名の監査人任命を勧告した。そもそも会社法の規定適用を免除されていた The British Linen Company [The Royal Bank of Scotland も同様] ではあったが、同行の取締役会は、即座にこれに同意した。¹²⁴⁾

The Union Bank of Scotland の株主総会が、2 名の独立監査人の年次株主総会における任命を決議したのは 1879 年 5 月 21 日のことであったが、取締役会はそれを待たなかった。¹²⁵⁾ 取締役会は同年 4 月 9 日に独立監査導入を決議、わずか数日後には勅許会計士 W. MacKinnon, 同 J. Haldane による監査が開始された。¹²⁶⁾ ¹²⁷⁾ この迅速さに着目する玉置紀夫は、「監査人のひとり W. MacKinnon と驚くほど密接な関係にあった [総支配人] Gairdner」によって「すべての手筈がまえもって整えられていた」と推測し、したがって、「その外部監査はかならずしも独立監査ではなかった」という。¹²⁸⁾ ¹²⁹⁾ Gairdner, MacKinnon の両者は、おなじく、かの J. McClelland [Glasgow 会計士界の代表的先駆者] のもとにて会計実務を学び、のち MacKinnon は McClelland の事務所の partner となっていた。¹³⁰⁾ ¹³¹⁾ 玉置はまた Haldane についても疑いの目を向け、Gairdner と Haldane との経歴の類似性を

121) Stewart [1977-a] pp. 75-76.

122) Stewart [1977-a] p. 92.

なお、Howden は、The Commercial Bank of Scotland および The Aberdeen Town and County Bank の監査人もつとめた [Stewart [1977-a] p. 92]。

123) The British Linen Company の銀行としての勅許は 1849 年のことであった [友岡 [1992-b] p. 30] が、The British Linen Bank, という名称の勅許は 1906 年 [Malcolm [1950] p. 142]。

124) Malcolm [1950] pp. 135-136, 204, 208.

125) Rait [1930] p. 314.

126) Brown (ed.) [1905] p. 389.

Stewart [1977-a] p. 126.

なお、MacKinnon は、The City of Glasgow Bank の取締役たちの裁判にて、J. Stewart 側の証人をつとめている [Exculpatory Evidence for Mr. Stewart, Witness, W. MacKinnon, 27 Jan. 1879, in Couper [1879] pp. 281-282]。

127) Stewart [1977-a] pp. 88-89.

なお、Haldane は、The Aberdeen Town and Country Bank の監査人もつとめた [Stewart [1977-a] p. 88]

128) Tamaki [1983] pp. 125-127.

129) Tamaki [1983] p. 127.

130) 友岡 [1990-d] pp. 3, 5-6.

友岡 [1991-a] pp. 16-20.

131) 友岡 [1991-a] p. 20.

指摘する。このとき Haldane は The City of Glasgow Bank の清算人の任にあった。¹³²⁾そして、¹³³⁾ Gairdner かれ自身もまた、かつて The Western Bank of Scotland の清算人をつとめており〔ちなみに、MacKinnon も、Gairdner の後任として同行の清算人をつとめた¹³⁴⁾〕、その在任中に The Union Bank of Scotland から計算書類の検査を依頼され、同行の安全性を世間に認めさせた経験をもっていたのである¹³⁵⁾。すなわち、Gairdner によって 1857 年恐慌の余波を凌いだときと「同様の効果」が Haldane には期待されたのであって、「それが『八百長』であったとする結論に反駁するのは難しい¹³⁶⁾」と玉置はなかなか手厳しい¹³⁷⁾。

† 会計士界から銀行界へすすんだ Gairdner について、以下、玉置による評伝から少しく引いておこう。

「1832 年の設立以来著しく積極的な経営策を取ってきた同行〔The Western Bank of Scotland〕であったので、その倒産と事後処理は、衆目の集中するところであった。それゆえその清算業務は、野心家の若い会計士であれば、彼がそこで手腕を發揮して一挙に名声を高めうる格好の場となるはずであった。1858 年 1 月、ゲアドナーは、野望を秘めて、首尾よく清算人のひとりとなった」。Gairdner の The Union Bank of Scotland とのかかわりにおいて、とりわけて「重要であったのは、勅許会計士の専門知識を駆使する彼の清算人としての経歴であった」。「30 歳台半ばにしてウエスタン銀行清算業務という大役を担う彼こそは、ユニオン銀行にとって、同行再建を委ねるにたる人物であった」。ここで「取締役会の期待に応え」たかれは、「1862 年 5 月の株主総会で」「ユニオン銀行総支配人代理 (joint manager)¹³⁸⁾」に就任、「清算人就任から 4 年余りにして、彼の野望は、結実した」。

132) Tamaki [1983] p. 127.

133) 友岡 [1989-c] p. 29.
友岡 [1989-d] pp. 30-40.

134) Exculpatory Evidence for Mr. Stewart, Witness, W. MacKinnon, 27 Jan. 1879, in Couper [1879] p. 281.

Tamaki [1983] p. 167.
友岡 [1989-d] p. 30.

135) Rait [1930] p. 294.
Tamaki [1983] pp. 127, 165.

136) Tamaki [1983] p. 127.

137) The Union Bank of Scotland における外部監査導入のさらなる詳細については以下を参照。

Rait [1930] pp. 314-315.
Tamaki [1983] pp. 124-129.

友岡 [1989-c] p. 51.

138) 玉置 [1990] pp. 94-95.

The North of Scotland Bank にあっても、早くも 1879 年の年次株主総会に勅許会計士 J. Meston¹³⁹⁾、同 J. Young¹⁴⁰⁾ による最初の監査報告書が提出された。株主総会において取締役会会長 W. Ferguson は、取締役会の決議として、定款の改変を公表した。従前の定款は取締役会自体のみによる帳簿検査を規定していた¹⁴¹⁾。ただし、取締役会は、ある面において、この改変をかねてから必要視してきていた。2 名の監査人による最初の勧告は、持株の市価の 2 分の 1 相当額が株主に融資されていることを批難し、持株以外の担保がないかぎり取締役会は融資を断るべきであるとした。株主へのこうした融資は定款にもとづくものではあったが、「内部監査と同様、もはや銀行界の輿論には受け容れられなかった」と A. Keith の行史はいう¹⁴²⁾。事実、長年、同行は、相手の財政状態を考慮することなく、たんに持株を担保として融資をおこなうことは正しくないとかんがえてきていた¹⁴³⁾。「The City of Glasgow Bank の破産の直接の結果として」Scotland 銀行界に生じた「極めて重要なふたつの進化」、その「ひとつめは独立監査人の任命」〔ふたつめは有限責任形態の採用〕であって、「The North of Scotland Bank はこの変革〔独立監査導入〕の先頭に立った」と Keith の行史はやや誇らしげである¹⁴⁴⁾。

C. W. Munn のまとめた The Clydesdale Banking Company の行史はいう。「株主の役割は取締役会の決定に黙従すること、と一般に考えられていた。定款は株主に大きな権限を与えていたが、実際の権限は小さく限られていた」。がしかし、こうした「株主の立場は、The City of Glasgow Bank の破産を経て、はじめて外部監査人の任命をみた 1880 年に若干強められた」と¹⁴⁵⁾。また、Reid の手になる行史は述べている。The City of Glasgow Bank の破産は「いくつかの無視することのできない問題をあとに残し」、「そのひとつは、1879 年度の貸借対照表を監査人に提出することによって処理された」と¹⁴⁶⁾。ただし、このときの 2 名の監査人、勅許会計士 J. M. MacAndrew、同 A. Moore¹⁴⁷⁾ については、「取締役会による任命であったことから、『独立の』〔監査人〕という表現は適当ではなかろう」と Munn の行史にいわれる¹⁴⁸⁾。そしてまた、爾後のかれらの再選は年次株主総会によってなされることとなったものの、「取締役会はかれらを推薦しつづけ、そして株主は、議論もせ

139) 友岡 [1991-a] pp. 21-22.

140) かれは London の会計士 [友岡 [1990-d] p. 12]。

141) Keith [1936] p. 100.

142) Keith [1936] p. 100.

143) Keith [1936] p. 100.

144) Keith [1936] p. 100.

145) Munn [1988-a] p. 89.

146) Reid [1938] p. 181.

147) Stewart [1977-a] p. 120.

148) Stewart [1977-a] pp. 115-116.

なお、Moore は、MacKinnon [126] をみよ) と同様、The City of Glasgow Bank の取締役たちの裁判にて、Stewart 側の証人をつとめている [Exculpatory Evidence for Mr. Stewart, Witness, A. Moore, 27 Jan. 1879, in Couper [1879] pp. 279-280]。

149) Munn [1988-a] p. 90.

ずに、かれらを選任しつづけた」¹⁵⁰⁾とも。それはさておき、MacAndrew および Moore の監査業務は
 広汎にわたっていた。本店の現金、そして支店、The Bank of England、およびその他の取引先の
 振り出した戻手形が検査された。投資有価証券にかんして、その実価が簿価を上回っていることが
 確認された。London の割引業者にたいする短期貸付金について、その担保が評価された。The
 City of Glasgow Bank の崩壊のもたらした全国的波紋はいまだ消えず、同行にあっては多くの株主
 が破産に追い込まれていた。ために、The Clydesdale Banking Company の健全経営をしめす最初
 の監査報告書を同行の株主は満足と安堵とをもって受け取った。¹⁵¹⁾ただし、「いくつかの無視するこ
 とのできない問題」といった Reid の行史さらにいわく。「しかし、解決されるべき最重要問題は有
 限責任の問題であった」¹⁵²⁾。

VII

さきにわれわれは、「The Companies Act 1879は」「とくに会計士監査を求めてはいなかった。
 にもかかわらず、ここにわれわれは、Scotland の諸銀行における会計士監査導入をみることになる
 のである」とさしあたり述べた。しかしながら、ここにみたように、諸銀行は1879年法の規定の
 適用を受けて外部監査を導入したのではなかった。むしろ〔The British Linen Company の総裁、
 副総裁が書翰を認めたときのように〕国会における諸法案の審議、あるいはまた1879年法の成立後
 は同法の存在が、同法成立後に登記の有限責任銀行会社、ではない諸銀行の行動に影響をおよぼし
 たことは想像するに難くない。とはいえ、そもそも会社法の規定適用を免除されていた The Royal
 Bank of Scotland、あるいは The British Linen Company などはいわずもがな、その他の諸銀行も、
 1879年法成立後に登記の有限責任銀行会社、として外部監査を導入したのではなかったことは慥か
 である。「極めて重要なふたつの進化」のふたつめ、あるいは「解決されるべき最重要問題」たる有
 限責任会社化は、外部監査導入のあと¹⁵³⁾にくる。

いずれにしても、たとえば R. E. Tyson によれば、The City of Glasgow Bank の破産後、「残存
 する各銀行は2名の独立外人会計士を〔監査人に〕任命」し、「ここにいたって監査人は、The
 City of Glasgow Bank の経営者がたくらんだような陰謀〔粉飾〕が繰り返されないことを世間に保
 証することにおいて、極めて重要な役割を担っていた」¹⁵⁴⁾のである。

外部監査という「保証」は、それが会計士監査という形態をとることによって、保証としての価値

150) Munn [1988-a] p. 90.

151) Munn [1988-a] pp. 90-91.

152) Reid [1938] p. 181.

153) たとえば友岡 [1992-c] pp. 42-43をみよ。

154) Tyson [1974] p. 131.

を増した。会計士という職の専門職としての社会的認知がすでにあった。The City of Glasgow Bank の破産事件は銀行界全体の信用低下をもたらし、ここにおける外部監査導入は信用回復の手段にほかならなかった。¹⁵⁵⁾そして、事実、手段として有効に機能した。¹⁵⁶⁾ただし、玉置のいう、The Western Bank of Scotland の清算人〔Gairdner〕の検査によるThe Union Bank of Scotland の信用回復、もおそらくはそうであったように、会計士による外部監査こそ意味があった。外部監査導入が信用回復の手段たりうるためには、すなわち、世間をして、この「保証」を保証として受け容れさせるためには、会計士を用いることがもはや必須であった、といってもよいかもしれない。「外部監査という『保証』は、それが会計士監査という形態をとることによって、保証としての価値を増した」とさしあたり上述したわれわれではある、が、ここであえて確言してしまおうか。外部監査という「保証」は、それが会計士監査という形態をとることによってこそ、保証としての価値をもちえた。そこは会計専門職の祖国 Scotland。つとに社会的認知を得て社会的 prestige を高めつつあった玄人の存在を知るひとびとをして受け容れさせうる保証は、玄人監査という「保証」をおいてほかになかった。

結 言

The Companies Act 1879をもって「勅許会計士にとって重要性をもつ最初の法律」とした英国会計学の祖 Pixley の書をわれわれはけっして否定しない。この1879年法が会計、監査にかんする任意規定期の終結に先鞭をつけたこと、〔同法成立後に登記の有限責任銀行会社に独立監査を求めた〕この法律が銀行の会計士監査導入を結果したことは慥かである。Pixley の国 England の諸銀行は同法の再登記認可規定をただちに利用した。同法の誕生した1879年8月に England にあった61の無限責任銀行会社のうち、31行が翌年末までに有限責任会社化、そして残りのほとんどもあとにつづいた。¹⁵⁷⁾また、England 会計士界の先駆者のひとりにして、のち The Institute of Chartered Accountants in England and Wales の会長もつとめた E. Cooper は、¹⁵⁸⁾1886年、同協会における報告のなかで銀行監査に言及している。いわく。「銀行の場合には、他の事業に比して、おそらくかなり多くの監査人が勅許会計士である」。そして、このとき Cooper 「が情報を入手しえた159行のうち、128行が監査人を任命して」おり、この「128の銀行のうち、99行における監査人が専門会計士」で

155) 友岡 [1989-c] p. 51.

友岡 [1992-b] p. 35.

156) 友岡 [1989-c] p. 51.

友岡 [1992-c] p. 42.

157) 友岡 [1990-d] pp. 19-20.

158) French [1985] p. 30.

あったという。¹⁵⁹⁾ ちなみに、前出の The Secret Committee on Joint Stock Banks の1837年の資料〔同委員会が諸銀行に送附した質問状の回答〕をみると、107の銀行のうち、監査人の存在する銀行はわずか9行しかない〔ほかに設立証書の規定によって株主に監査人任命権があたえられている銀行が14行あるが、実際にはこの任命権は行使されていないようである¹⁶⁰⁾〕。こうした銀行における会計士監査実施数の多さは、もちろん1879年法の適用によるものであったろうが、本稿にわれわれのみてきた Scotland の諸銀行は、〔直接には〕同法とは無関係に、ただちに会計士監査を導入して¹⁶¹⁾いた。個別法ないし勅許によって設立されたみつつの公銀行の存在、という特殊な事情をかかえる¹⁶²⁾ Scotland銀行界は、即座には1879年法の再登記認可規定を利用〔有限責任会社化〕しなかつた。にもかかわらず、Scotlandの「すべての銀行は2名の外人会計士の〔監査人としての〕任命を実施した¹⁶³⁾」。むろんのこと、The City of Glasgow Bankの破産がScotlandの事件であったという事実を看過することはできないが、この国Scotlandの会計専門職の先進性が大きく作用していたことは確かであろう。Scotlandの諸銀行は、〔同法成立後に登記の〕有限責任銀行会社に独立監査を求めた1879年法とは〔直接には〕無関係に、しかも同法は求めていなかった会計士監査を導入した。もっとも、Scotlandにおいてさえ、〔如上のKerr、玉置、あるいはMunnの批判にもあったように〕そのかみの銀行の外部監査人が皆、おしなべて実質的独立性を備えていたかという点、そうは確言できない。それにまた、たとえば、1897年にもなつて*The Accountant*には、いくつもの銀行において、「職責を果たす権利などまったくなく、ほとんどその資格をもたない」にもかかわらず、「地域的、個人的な影響力によって任命されたひとびと」によって監査がおこなわれている、との指摘がある¹⁶⁴⁾。このころになつても、いまだEnglandには、実質的独立性のみならず専門能力もない〔素人の〕銀行監査人が存在していたのである。また、つとに確立をみていたScotlandの会計専門職域ではあったが、その成員のなかからは銀行の外部監査を求める声は出てこなかつた。本稿が当時の銀行界のなかにみた幾人かの会計士たち、そのかれらが外部監査導入を提言なりしたといったことを窺わせる史料をわれわれはもたない。そもそも会計士たちにとって、銀行は主要な業務対象たりえなかつたであろう。かなり早い時期から〔年季奉公 system をもつて〕自前の accountant を育成していた諸銀行は、会計士の顧客、といった存在ではけつしてなかつたであろう。また、銀行のもつ社会的 prestige の高さがあつた。銀行は「取引の対象がものではなくかね、しかも巨額のそれで

159) Cooper [1886].

160) Report from the Secret Committee on Joint Stock Banks ; together with the Minutes of Evidence, Appendix and Index, 15 Jul. 1837 を参照。

161) 友岡 [1992-b] pp. 34, 36.

友岡 [1992-c] p. 42.

162) 友岡 [1992-b] p. 36.

163) Checkland [1975] p. 479.

164) *The Accountant*, Vol. 23, No.1156, 30 Jan. 1897, pp. 122-123.

あった」。そして、「野心家の若い会計士」Gairdnerも「勅許会計士の専門知識を駆使する」「清算人としての経歴」を踏み台にして、銀行のもつ社会的 prestige を目指したのであろう。銀行界の住人となった会計士にとって、その世界は会計士界よりも住み心地のよいところであったろうし、会計士界はたんなる古巣でしかなかったかもしれない。もちろん、銀行界の秘密主義という障碍はあったが、いずれにしても、この障碍を取り除いたのはThe City of Glasgow Bankの破産事件であったし、また信用低下に驚愕した銀行界それ自体であった。そして、結果として会計士たちは、社会的 prestige の高い銀行の監査人、という社会的 prestige を棚ぼた式に手に入れた、といったら過言であらうか。The City of Glasgow Bankの終焉のもつ重要性は高く、かつ多面的である。Scotlandにおいてはいわば直接に、Englandにおいては1879年法を通じて、銀行の外部監査をもたらした。会計士の業務対象としての銀行それ自体は、従前、それほどの重要性をもたなかったかもしれないが、The City of Glasgow Bankの破産、それがつくった銀行会社法、そしてそれが先鞭をつけた任意規定期の終結、これらは会計士の主要業務としての監査の確立をもたらした。The City of Glasgow Bankの終焉がつくったこの1879年の銀行会社法は、その再登記認可規定をもって金融史上ないし会社制度史上、大きな意義をもち、また会計制度史上は、その監査強制規定をもって、1879年というこの年を近代会計制度の成立前夜に位置付けている。近代会計制度成立の胚胎の地はScotlandであった。独立監査の担い手たりうる会計専門職を生んだこの国はまた、独立監査必要の認識を生んだThe City of Glasgow Bankの終焉をも生んだ。そして、そのときそこ〔棚のした〕には、すでに成人した会計専門職がいた。

参考文献〔友岡[1992-a]の文献listをあわせて参照〕

Accountant, The.

Accountants' Magazine, The.

Anon. [1942], *Our Bank : The Story of the Commercial Bank of Scotland Ltd. 1810-1941.*

Bailie, The.

Bankers' Magazine, The.

Blackwood's Edinburgh Magazine.

Brown, R. (ed.) [1905], *A History of Accounting and Accountants.*

Campbell, J. D. [n.d.], *The Savings Bank of Glasgow.*

Campbell, R. H. [1955], *Edinburgh Bankers and the Western Bank of Scotland, Scottish Journal of Political Economy*, Vol. 2, No. 2, Jun. 1955.

Campbell, R. H. [1965], *Scotland since 1707 : The Rise of an Industrial Society.*

Campbell, R. H. [1985], *Scotland since 1707 : The Rise of an Industrial Society*, 2nd ed.

Checkland, S. G. [1975], *Scottish Banking : A History, 1695-1973.*

千葉準一 [1991], 『英国近代会計制度——その展開過程の探究——』。

165) 近代会計制度成立の意味について友岡 [1993-a] をみよ。

- City of Glasgow Bank, The [n.d.], *Excerpts from the Directors' Minute-Book*, No. 5.
- Clapham, J. H. [1926], *An Economic History of Modern Britain : The Early Railway Age 1820-1850*.
- Clapham, J. H. [1944], *The Bank of England : A History*, 2 Vols [英国金融史研究会 (訳) 『イングランド銀行——その歴史——』全2巻, 1970年].
- Collins, M. [1989], The Banking Crisis of 1878, *The Economic History Review*, Vol.42, No.4, Nov. 1989.
- Collins, M. [1991], *Banks and Industrial Finance in Britain 1800-1939*.
- Cooper, E. [1886], *Chartered Accountants as Auditors of Companies*, a paper read before the Institute of Chartered Accountants in England and Wales, on 15 October 1886.
- Cottrell, P. L. [1980], *Industrial Finance 1830-1914 : The Finance and Organization of English Manufacturing Industry*.
- Couper, C. T. [1879], *Report of the Trial before the High Court of Justiciary : Her Majesty's Advocate against the Directors and the Manager of the City of Glasgow Bank*.
- Crick, W. F. and Wadsworth, J. E. [1936], *A Hundred Years of Joint Stock Banking*.
- Deloitte, Plender, Griffiths & Co. [1958], *Deloitte & Co : 1845-1956*.
- Dicksee, L. R. [1892], *Auditing : A Practical Manual for Auditors*.
Economist, The.
- Edwards, J. R. [1989], *A History of Financial Accounting*.
- Fleming, J. S. [1877], *Scottish Banking; A Historical Sketch: With Notes and an Appendix*, 2nd ed.
- Forbes, R. N. [1979], Some Contemporary Reactions to a Banking Failure, *The Three Banks Review*, No. 121, Mar. 1979.
- French, E. A. [1985], *Unlimited Liability : The Case of the City of Glasgow Bank*, Research Report No. 3, The Chartered Association of Certified Accountants.
- Garrett, A. A. [1961], *History of the Society of Incorporated Accountants 1885-1957*.
- Gaskin, M. [1961], Scottish Bankers and the English Banking Laws, *The Bankers' Magazine*, Vol.192, No.1411, Oct. 1961.
- Gaskin, M. [1965], *The Scottish Banks : A Modern Survey*.
- Gilbart, J. W. [1881], rev. by Michie, A. S., *The History, Principles, and Practice of Banking*, re-ed., 2 Vols.
Glasgow Herald, The.
- Gourvish, T. R. [1969], The Bank of Scotland, 1830-45, *Scottish Journal of Political Economy*, Vol.16, No.3, Nov. 1969.
- Grant, I. F. [1934], *The Economic History of Scotland*.
- Hamilton, H. [1932], *The Industrial Revolution in Scotland*.
- Howitt, H. [1966], *The History of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales 1880-1965 and of Its Founder Accountancy Bodies 1870-1880 : The Growth of a Profession and Its Influence on Legislation and Public Affairs*.
- Hyndman, H. M. [1932], *Commercial Crises of the Nineteenth Century*.
- Institute of Chartered Accountants of Scotland, The [1954], *A History of the Chartered Accountants of Scotland : From the Earliest Times to 1954*.
- John Tait's Directory, for the City of Glasgow, Villages of Anderston, Calton, and Gorbals ; also for the Towns of Paisley, Greenock, Port-Glasgow, and Kilmarnock from the 15th May 1783, to the 15th May 1784, 1783*.
- Jones, E. [1981], *Accountancy and the British Economy : The Evolution of Ernst & Whinney*.
- Jones's Directory ; or, Useful Pocket Companion : Containing an Alphabetical List of the Names and*

Places of Abode of the Merchants, Manufacturers, Traders, and Shop-keepers, in and about the City of Glasgow, 1787.

- Keith, A. [1936], *The North of Scotland Bank Limited 1836-1936*.
- Kerr, A. W. [1884], *History of Banking in Scotland*.
- Kerr, A. W. [1898], *Scottish Banking during the Period of Published Accounts : 1865-1896*.
- Kerr, A. W. [1918], *History of Banking in Scotland*, 3rd ed.
- Kerr, A. W. [1926], *History of Banking in Scotland*, 4th ed.
- 北政巳 [1985], 『近代スコットランド社会経済史研究』。
- Lisle, G. [1899], *Accounting in Theory and Practice : A Text-Book for the Use of Accountants, Solicitors, Book-Keepers, Investors, and Business Men*.
- Loft, A. [1990], *Coming into the Light : A Study of the Development of a Professional Association for Cost Accountants in Britain in the Wake of the First World War*.
- McClelland, J. [1869], *The Origin and Present Organization of the Profession of Chartered Accountants in Scotland*, 1869.
- MacDonald, K. M. [1984], Professional Formation : The Case of Scottish Accountants, *The British Journal of Sociology*, Vol. 35, No. 2, Jun. 1984.
- McDougall, E. H. V. [1980], *Fifth Quarter-Century : Some Chapters in the History of the Chartered Accountants of Scotland*.
- McGeorge, A. [1875], *The Bairds of Gartsherrie : Some Notices of Their Origin and History*.
- MacKinnon, J. [1921], *The Social and Industrial History of Scotland : From the Union to the Present Times*.
- Malcolm, C. A. [1945], *The Bank of Scotland : 1695-1945*.
- Malcolm, C. A. [1950], *The History of the British Linen Bank*.
- Mann, J. [1954], Glimpses of Early Accountancy in Glasgow, *The Accountants' Magazine*, Vol. 58, No. 576, Jun. 1954.
- Marwick, W. H. [1936], Scottish Overseas Investment in the Nineteenth Century, *The Scottish Bankers' Magazine*, Vol. 27, No. 106, Jul. 1936.
- Memoirs and Portraits of One Hundred Glasgow Men Who Have Died during the Last Thirty Years, and in Their Lives Did Much to Make the City What It Now Is*, 2 Vol., 1886.
- Moss, M. S. and Hume, J. R. [1983], Business Failure in Scotland : A Research Note, *Business History*, Vol. 25, No.1, Mar. 1983.
- Munn, C. W. [1981], *The Scottish Provincial Banking Companies 1747-1864*.
- Munn, C. W. [1982], The Development of Joint-Stock Banking in Scotland, 1810-1845, in Slaven, A. and Aldcroft, D.H. (eds.), *Business, Banking and Urban History : Essays in Honour of S.G. Checkland*.
- Munn, C. W. [1983-a], *Banking in Scotland*, 2nd ed.
- Munn, C. W. [1983-b], The Coming of Joint-Stock Banking in Scotland and Ireland, c. 1820-1845, in Devine, T. M. and Dickson, D. (eds.), *Ireland and Scotland, 1600-1850 : Parallels and Contrasts in Economic and Social Development* [津波古充文 (訳) 『アイルランドとスコットランド——比較社会経済史——』 1992年].
- Munn, C. W. [1988-a], *Clydesdale Bank : The First One Hundred & Fifty Years*.
- Munn, C. W. [1988-b], Aspects of Bank Finance for Industry : Scotland 1845-1914, in Mitchison, R. and Roebuck, P. (eds.), *Economy and Society in Scotland and Ireland 1500-1939*.
- Munro, N. [1928], *The History of the Royal Bank of Scotland 1727-1927*.

- 岡本量太, 奥村英二, 林勲 [1991], 『アクチュアリー——保険・年金数理のプロフェッショナル——』。
Oliver & Boyd's New Edinburgh Almanac and National Repository.
- Payne, P. L. [1980], *The Early Scottish Limited Companies 1856-1895 : An Historical and Analytical Survey.*
- Pixley, F. W. [1881], *Auditors : Their Duties and Responsibilities under the Joint-Stock Companies Acts and the Friendly Societies and Industrial and Provident Societies Acts.*
- Pixley, F. W. [1897], *The Profession of a Chartered Accountant: And Other Lectures, Delivered to the Institute of Chartered Accountants in England and Wales, the Institute of Secretaries, &c., &c.*
- Pixley, F. W. [1910], *Auditors : Their Duties and Responsibilities under the Companies Acts, Partnership Acts, and Acts Relating to Executors and Trustees, and to Private Audits, 10th ed.*
- Rait, R. S. [1930], *The History of the Union Bank of Scotland.*
- Reid, J. M. [1938], *The History of the Clydesdale Bank 1838-1938.*
- Richards, A. B. [1981], *Touche Ross & Co. 1899-1981 : The Origins of the United Kingdom Firm.*
- Robertson, J. A. [1895], *The Business of an Accountant*, a paper read before the Glasgow Institute of Accountants' Debating Society, on 10 January 1895.
- Robinson, H. W. [1964], *A History of Accountants in Ireland.*
- Robinson, H. W. [1983], *A History of Accountants in Ireland, 2nd ed.*
- Sayers, R. S. [1957], *Lloyds Bank in the History of English Banking* [東海銀行調査部 (訳) 『ロイズ銀行——イギリス銀行業の発展——』 1963年].
- Sayers, R. S. [1976], *The Bank of England 1891-1944, 2 Vols* [西川元彦 (監訳), 日本銀行金融史研究会 (訳) 『イングランド銀行——1891-1944年——』 全2巻, 1979年].
- Scotsman, The.*
- Scottish Bankers' Magazine, The.*
- Shackleton, K. [1992], Political Relationships of the Societies of Scottish Chartered Accountants : 1853-1916, *Collected Papers of the Sixth World Congress of Accounting Historians, Vol. 2.*
- Slaven, A. [1975], *The Development of the West of Scotland : 1750-1960.*
- Somers, R. [1873], *The Scotch Banks and System of Issue.*
- Stacey, N. A. H. [1954], *English Accountancy 1800-1954 : A Study in Social and Economic History.*
- Stewart, J. C. [1974], Qualification for Membership a Hundred Years Ago, *The Accountant's Magazine*, Vol. 78, No. 817, Jul. 1974.
- Stewart, J. C. [1977-a], *Pioneers of a Profession : Chartered Accountants to 1879.*
- Stewart, J. C. [1977-b], Early C. A. Apprentices : Notes on the First Hundred Indentures of Apprenticeship Recorded in the Register of Apprentices of the Society of Accountants in Edinburgh (1854-1863), *Accounting History*, Vol. 2, No. 1, May 1977.
- 玉置紀夫 [1982], 「カレドニア銀行 (The Caledonian Bank) の終焉, 1901年~7年」『三田商学研究』第25巻第5号, 1982年12月。
- Tamaki, N. [1983], *The Life Cycle of the Union Bank of Scotland 1830-1954.*
- 玉置紀夫 [1983], 「1857年恐慌とスコットランド・ユニオン銀行 (Union Bank of Scotland)」『三田商学研究』第26巻第4号, 1983年10月。
- 玉置紀夫 [1985], 「フリー・バンキング対発券独占銀行構想」杉山忠平 (編) 『自由貿易と保護主義——その歴史的展望——』。
- 玉置紀夫 [1990], 「Charles Gairdner, 1824-1899」『三田学会雑誌』第82巻特別号-II, 1990年3月。
- Three Banks Review, The.*
- Times, The.*

- 友岡賛 [1985], 『『真実且つ公正なる概観』考くその1>——イギリス会社法の変遷を中心に——』『三田商学研究』第28巻第4号, 1985年10月。
- 友岡賛 [1989-a], 「<しろろと監査>より<くろろと監査>へ——イギリス会計史管見——」『三色旗』第490号, 1989年1月。
- 友岡賛 [1989-b], 「近代会社制度の生成, これにおける会計——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第2号, 1989年6月。
- 友岡賛 [1989-c], 「The City of Glasgow Bankの終焉——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第3号, 1989年8月。
- 友岡賛 [1989-d], 「The City of Glasgow Bankの清算——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第4号, 1989年10月。
- 友岡賛 [1989-e], 「<株主の代理人>としての監査人, これにおける<独立性>——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第5号, 1989年12月。
- 友岡賛 [1990-a], 「減価償却思考の確立, この胚胎, 逡巡——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第6号, 1990年2月。
- 友岡賛 [1990-b], 「< stewardship >——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第33巻第1号, 1990年4月。
- 友岡賛 [1990-c], 「会計行為の目的, 機能——安藤英義の *raison d'être* ——」『三田商学研究』第33巻第2号, 1990年6月。
- 友岡賛 [1990-d], 「会計専門職の先駆者たち——<近代>会計生成史: 19世紀イギリス——」『三田商学研究』第33巻第5号, 1990年12月。
- 友岡賛 [1991-a], 「会計専門職域の出自: Scotland ——<近代>会計生成史: 19世紀イギリス——」『三田商学研究』第34巻第4号, 1991年10月。
- 友岡賛 [1991-b], 「*laissez-faire* と会計規制と——<近代>会計生成史: 19世紀イギリス——」『三田商学研究』第34巻第5号, 1991年12月。
- 友岡賛 [1992-a], 「専門職域の生々: Scotland の会計士——<近代>会計生成史: 19世紀イギリス——」『三田商学研究』第35巻第2号, 1992年6月。
- 友岡賛 [1992-b], 「< The City of Glasgow Bank の終焉 >再論——英国近代会計史——」『三田商学研究』第35巻第3号, 1992年8月。
- 友岡賛 [1992-c], 「The City of Glasgow Bank と株主の責任と——英国近代会計史——」『三田商学研究』第35巻第4号, 1992年10月。
- 友岡賛 [1993-a], 「近代会計制度成立史の一視座——英国近代会計史——」『三田商学研究』第35巻第6号, 1993年2月。
- 友岡賛 [1993-b], 「株主といわゆる利害関係者と, そして会計と監査と——『近代会計制度の成立』をみることについての覚え書き——」『三田商学研究』第36巻第3号, 1993年8月〔掲載予定〕。
- Tyson, R. E. [1967], *Scottish Investment in American Railways: The Case of the City of Glasgow Bank, 1856-1881*, in Payne, P. L. (ed.), *Studies in Scottish Business History*.
- Tyson, R. E. [1971-1972], *The Failure of the City of Glasgow Bank, 1878*, *Newsletter*, The Business Archives' Council of Scotland, No. 6.
- Tyson, R. E. [1974], *The Failure of the City of Glasgow Bank and the Rise of Independent Auditing*, *The Accountant's Magazine*, Vol. 78, No. 814, Apr. 1974.
- Walker, S. P. [1988], *The Society of Accountants in Edinburgh 1854-1914*.
- Walker, S. P. [1991], *The Defence of Professional Monopoly: Scottish Chartered Accountants and "Satellites in the Accountancy Firmament" 1854-1914*, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 16, No. 3, Apr. 1991.

Wallace, W. (ed.) [1905], *Trial of the City of Glasgow Bank Directors*.

Winsbury, R. [1977], *Thomson McLintock & Co : The First Hundred Years*.

Worthington, B. [1895], *Professional Accountants : An Historical Sketch*.

—M.の帰った1993年1月11日脱稿